○外務省告示第二百八十四号

チリ共和国政府及びセネガル共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を、それぞれ、平成二十二年四月二十三日及び平成二十二年四月三十日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にチリ共和国及びセネガル共和国について効力を生ずる。

（平成二十二年五月十三日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十二年六月八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百八十五号

平成二十二年五月十九日にベルリンで、平成十二年七月二十日に日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間で交換されたワーキング・ホリデー制度に関する口上書にいう措置に関し、同措置の一部修正に関する次の口上書の交換がドイツ連邦共和国政府との間で行われた。同口上書にいう措置は、平成二十二年六月十五日から実施される。

平成二十二年六月八日

外務大臣　岡田　克也

（在ドイツ連邦共和国日本国大使館からドイツ連邦共和国外務省あての口上書）

JB124／2010

口上書

日本国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、ワーキング・ホリデー制度に関する二千年七月二十日付け日本国大使館発外務省あて口上書（JB144／2000）に言及し、二千十年六月十五日から前記の口上書を次のように改めることを外務省に通報する光栄を有する。

1　1(b)を次のように改める。

1(b)　ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

2　1(c)を次のように改める。

1(c)　被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

3　3を次のように改める。

3　日本国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持するドイツ連邦共和国国籍保有者に対し、入国の日から最長一年の期間日本国に滞在すること及びその所持する旅行資金を補うために休暇の付随的な活動として就労することを認める。

4　7を次のように改める。

7　日本国政府は、ドイツ連邦共和国政府に対し、外交上の経路を通じて書面による三箇月の予告をもって、前記の諸措置を終了させることができる。

日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に向かって敬意を表する。

二千十年五月十九日にベルリンで

（ドイツ連邦共和国外務省から在ドイツ連邦共和国日本国大使館あての口上書）

（訳文）

602—600.50／Work JPN

口上書

外務省は、日本国大使館に敬意を表するとともに、二千年七月二十日付けの二通の口上書（文書番号：341—500.00JPN）に関し、次のとおり通報する光栄を有する。

外務省は、前記の二千年七月二十日付けの口上書によって、日本国大使館に対し、ドイツ連邦共和国政府が、

ドイツ連邦共和国と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するため、

日本国籍保有の青少年に対し、ドイツ連邦共和国の文化及び日常生活に関する知見を深めるための一層多くの機会を提供し、ドイツ連邦共和国と日本国との間の相互理解の促進に貢献するとの意図の下に、

日本国籍保有者のドイツ連邦共和国へのワーキング・ホリデーのための入国に関し、二千年十二月一日から相互主義に基づき措置をとる用意を有することを通報した。

ドイツ連邦共和国政府は、このワーキング・ホリデーのための制度が、それ以降日本国籍保有の青少年から大きな関心を得たことを満足の意をもって確認した。

そのため、ドイツ連邦共和国政府は、ワーキング・ホリデーのための制度の下での日本国籍保有の青少年のドイツ連邦共和国への入国に関する措置を見直し、二千十年六月十五日から次の措置をとる用意を有する。

1　ドイツ連邦共和国政府は、次の条件を満たし、かつ、ドイツ連邦共和国政府が適当と認める日本国籍保有者に対し、発給の日から一年間有効なワーキング・ホリデーのための滞在許可（以下「ワーキング・ホリデーのための滞在許可」という。）又は入国の日から一年間有効なワーキング・ホリデーのための数次査証（以下「ワーキング・ホリデー査証」という。）を無料で与える（以下両者を合わせて「ワーキング・ホリデーのための滞在資格」という。）。

(a)　ドイツ連邦共和国において主として休暇を過ごすことを入国の目的とすること。

(b)　ワーキング・ホリデーのための滞在資格の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c)　被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が前記又はその他の滞在資格を有する場合を除く。）。

(d)　有効な旅券及び帰国のための旅行切符を所持すること又はこのような切符を購入するための十分な資金を有することを証明すること。

(e)　滞在期間中、病院における処置及び母国への移送を保証するドイツ連邦共和国において有効な包括的な責任保険及び健康保険に加入していること並びにドイツ連邦共和国における当初の滞在期間の生計を維持するための十分な資金を有すること。

(f)　健康であること。

2　日本国籍保有の青少年は、ワーキング・ホリデー査証の申請を東京にあるドイツ連邦共和国の大使館若しくは大阪・神戸にあるドイツ連邦共和国の総領事館、又は他国にあるドイツ連邦共和国のすべての大使館若しくは総領事館において行うことができる。また、日本国籍保有の青少年は、短期滞在のためでない場合であっても、査証を取得することなく、ドイツ連邦共和国に入国し滞在することができる。その場合には、日本国籍保有の青少年は、就労開始前に、ドイツ連邦共和国内にある関係機関において、ワーキング・ホリデーのための滞在許可を取得する必要がある。

3　ドイツ連邦共和国政府は、ワーキング・ホリデーのための滞在資格を所持する日本国籍保有者に対し、ワーキング・ホリデーのための滞在許可の効力発生の日から最長一年間、又はワーキング・ホリデー査証により入国する場合は入国の日から最長一年間、ドイツ連邦共和国に滞在すること及びその所持する旅行資金を補うために休暇の付随的な活動として就労することを認める。日本国籍保有者は、この就労を行うためにドイツ連邦共和国の連邦雇用機関による同意を必要としない。

4　ドイツ連邦共和国政府は、ワーキング・ホリデーのための滞在資格をもってドイツ連邦共和国に滞在する日本国籍保有者に対し、ドイツ連邦共和国の有効な法令を遵守し、かつ、ワーキング・ホリデーのための制度の目的に反するとみなされる行為を行わないことを期待する。

5　ドイツ連邦共和国政府は、ドイツ連邦共和国における青少年団体、文化団体及び地域社会団体が、ワーキング・ホリデーのための滞在資格をもってドイツ連邦共和国に滞在する日本国籍保有者のため適切な相談の便宜を与えることを奨励する。

6　ドイツ連邦共和国政府は、公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて日本国政府に直ちに通告される。

7　ドイツ連邦共和国政府は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて書面によりそのような決定が有効となる三箇月前に通告することによって、前記の諸措置を終了させることができる。

8　ドイツ連邦共和国政府は、日本国政府から要請があった場合には、前記の諸措置の実施状況及びその後の実施について随時日本国政府と協議する。

外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十年五月十九日にベルリンで